

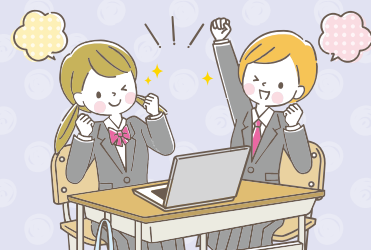
中学校3年生・義務教育学校9年生の保護者の皆様への大切なお知らせです

県立高校における生徒一人一台端末の購入についての大切なお知らせ

急激な情報化が進む中、高校卒業後の子どもたちが進学先や就職先でICTを活用することが日常のものとなっています。そのため、ICTを使いこなす力、数ある情報の中から、早く、正しい情報を見つけ出し活用する力などを、在学中から培っていくことが大切です。

島根県教育委員会では、一人一台端末を用いたICTの活用により生徒の学びを深めるため、**県立高校(通信制課程は除く)入学時にご家庭負担により、県が斡旋する端末をご購入いただき**、生徒一人一台端末を活用した学びを推進していくこととしていきますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※特別支援学校は購入端末及び支援制度が異なります。



お知らせ 1

端末等購入価格

◎購入の際にご家庭で負担いただく金額：59,840円

※この代金は、生徒用端末等代金総額89,760円から、県の3分の1支援額29,920円)を差し引いた額となります。

上記代金に含まれるもの 端末本体(Chromebook)、端末管理ツール、タッチペン、保護バッグ、3年間の端末保証



端末等の注文時期

◎県立高校の合格発表(3月)以降に注文手続きをしていただきます。

※合格発表時に合格通知に併せて注文方法を示した案内チラシを配付する予定です。チラシに記載してあるWebサイト上から一括支払、分割支払、貸出用端末のいずれかを選択して注文していただきます。注文された端末は入学後に各学校で配付します。

お知らせ 2

生徒用端末等を準備する方法(下記3パターン)について、ご家庭で検討いただき、必要な手続きをお願いします。

① 生徒用端末を一括支払で購入する場合

今回、**手続等は必要ありません**。3月の合格発表以降に別途お知らせする注文手続きをしていただくことになります。

② 生徒用端末を分割支払で購入する場合 ※所得制限等の要件なし [提出期限:令和8年12月25日(金)]

公益財団法人島根県育英会に対して、**奨学金貸与の手続きが必要**となります。同封している「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)」を参照のうえ、願書の提出をお願いします。

③ 学校から貸出用端末の貸与を希望する場合 ※要件あり [提出期限:令和8年12月25日(金)]

島根県教育庁教育連携推進課に対して、**貸出用端末の貸与申請手続きが必要**となります。同封している「県立高校における貸出用端末の貸与希望申請について」のチラシに記載の**要件を確認したうえで、申請書・添付書類の提出**をお願いします。



松江市からの
お知らせ

松江市立皆美が丘女子高校についても県立高校と同一の端末の購入が必要です。

なお、**県立高校と取扱いが異なる点がございます**。

※公益財団法人島根県育英会による奨学金貸与(分割支払)は対象外となります。

※貸出用端末の貸与希望申請は皆美が丘女子高校への手続きが必要です。

詳細はホームページから

[URL] <https://minamigaoka-girls-hs.matsue.ed.jp/jhstudent/>
※こちらに関するお問合せは皆美が丘女子高校(0852-39-0216)へお願いいたします。



二次元コードからも
ご覧いただけます

お問い合わせ先

■一括支払での購入や貸出用端末の貸与希望申請について

島根県教育庁教育連携推進課

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6165 Mail:ed-dx@pref.shimane.lg.jp



■県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)について

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL:0852-28-1981 Mail:info@shimane-ikuei.or.jp

